

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議の任務の実施に関する細則

(令和3年3月11日学長選考会議議長裁定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議（以下「会議」という。）の任務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会)

第2条 会議は、規程第2条各号に掲げる任務を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができるものとする。

2 調査委員会の委員は、会議の承認を得て、議長が委嘱する。

3 調査委員会は、学外の有識者を含む委員又は学外の有識者のみの委員で組織する。

4 調査委員会に委員長を置き、第2項の委員のうちから、議長が指名する者をもって充てる。

附 則

この細則は、令和3年3月11日から施行する。

【制定理由】

学長選考会議の任務の実施に関し必要な事項を定め、もって会議の円滑な運営を図るものである。